

## わが国のバカンス政策の課題

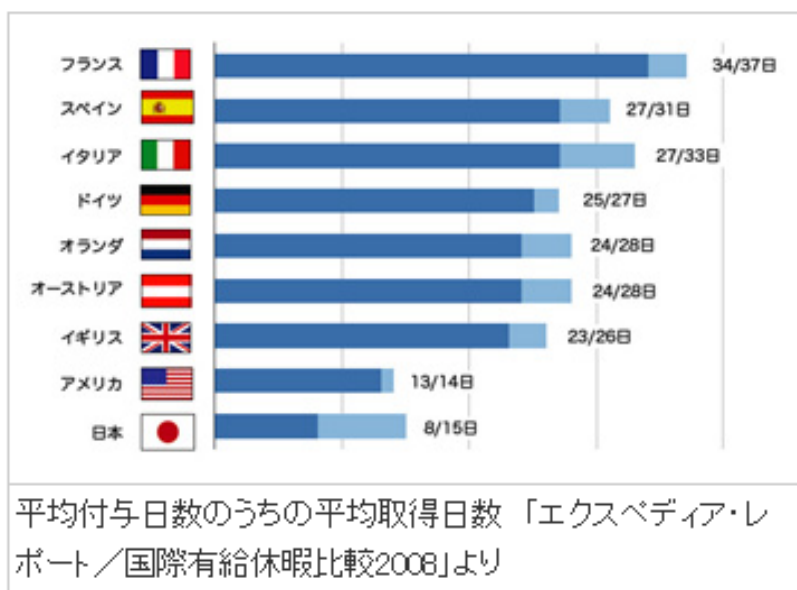
東京都市大学 都市生活学部

元三菱総合研究所集客文化環境部 部長

教授 小松 史郎

今世紀に入って、にわかに観光がわが国の新たな基幹産業であるという認識が政府はじめ産業界において高まった。始まりは意外にも、ものづくりの総本山の経団連が 2000 年に発表した「21 世紀のわが国観光のあり方に関する提言～新しい国づくりのために～」というレポートであった。翌 2001 年に誕生した小泉政権は 2003 年には観光立国宣言懇談会を立ち上げ、「住んでよし、訪れてよしの国づくり」をキャッチフレーズにした観光立国宣言を行なった。以降、観光がこれからの成長産業と位置付けしたさまざまな観光立国政策が本格的に展開された。最も力点が置かれたのはビジットジャパンキャンペーン等の外国人観光客誘致であったが、もう一つの柱は伸び悩みが続いている日本人の観光需要の拡大であった。この課題の解決のためには、国際的に短すぎる日本人の自由時間をいかに拡大するかが大きな課題であった。特に有給休暇消化率が先進諸国と比べて圧倒的に低いことはきわめて大きな問題であった。2008 年のエクスペディアレポートによれば、先進 9 カ国と比べると、わが国は有給休暇付与日数が 15 日で、消化日数も 8 日でいずれもダントツの最下位である。日本人は国際的には勤勉な変わり者としか見られても仕方がない。

先進 9 カ国の有給休暇の平均付与日数及び取得日数



長期休暇取得促進の問題は、今世紀に入ると観光立国という産業政策だけではなく労働政策の面からも議論がわき起こった。2000 年に発表された長期休暇制度と家庭生活のあり方に関する

る国民会議の提言である。同会議の報告書は「長期休暇(L休暇)の普及に向けて一しっかり休み、生き生き働く「生き生きライフ」の提言と題され、1週間程度を最低単位として2週間程度の休暇」を明示しており、週休2日の週休日と年次有給休暇を組み合わせでなんとか実現を図ろうとするものであった。さらに「特定の時期に集中が避けられるように」、「職場の誰もが公平に取れるように」、「労使関係者の十分な話し合いによって実情に即したルールが作られるように」という留意点を加え、実現のための並々ならぬ熱意がこもったものであった。しかしながら、この政策的努力にもかかわらず、厚生労働省の就労条件総合調査結果によれば、わが国の有給休暇の取得率は1993年の56.1%をピークに2010年には47.1%と長期低落傾向が続いている。この理由は何と言っても、労働者の権利として国際的に保障されている、中断されない2労働週の連続休暇を義務付けるILO132号のような法令でないからである。

このことを国の法案レベルで最初に取り上げたのは、2002年に議員立法で14日間連続休暇取得法案(通称バカンス法案)を国会に提案した民主党であった(長期休暇制度導入WT:座長、枝野幸男、事務局長、細野豪志)。この法案は、従業員10人以上の事業所に対して年次有給休暇の取得のための計画を事業所ごとに作成を義務付けし、それを労働基準監督署長へ提出し、毎年1回、年次休暇取得状況を報告し、その報告を公表するというものであった。自民党政権の下では2001年の経済財政構造改革基本方針(いわゆる骨太)等においても長期休暇の積極的推進が決定され、旧来の縦割り行政のまま長期休暇(L休暇)政策として実施されたが、法律措置は行われず法案としてはうやむやの中で廃案の憂き目にあった。

2009年の衆議院総選挙において民主党政権が誕生した。2010年に発表された政府の新成長戦略には、2020年までに有給休暇の取得率を70%まで達成することを優先的に取り込むという記述がある。しかし残念ながら現在のところ、民主党のバカンス法案を再提出するとか、ILO132号条約への批准という法制化の話は聞こえてこない。

何故なのだろうか。その理由は2つあると考える。

1つ目は、長期休暇の取得は各事業所で事情が異なるため、そもそも労使が十分な話し合いの上、実情に合ったルールを自主的に決めるべきで、法令による強制によって普及・定着させるべきではないという論が未だに大勢を占めているという理由である。これは一見正当な理由に思えるが、L休暇政策等の長期休暇取得政策を始めてから十数年間、一向に長期休暇の取得率が上がってこない現状が自主決定方式の限界を物語っていると考えられる。やはり欧米各国のような一定の強制力を持つ法制化は必要なのではあるまいか。以前に民主党が提案した14日間連続休暇取得法案(通称バカンス法案)は叩き台としては十分検討の余地はあると思われる。

2つ目は、リーマンショック以来の経済の低迷が続く、所得や年金、最近では災害などの様々な将来不安があるため、長期休暇だけ与えられても旅行需要に回るお金は限定的にしか発生しないのではないかと、したがって今は長期休暇による景気浮揚効果は期待できない時期ではないという理由である。これも一見尤もな理由と思えるが、不況の度にバカンス政策を取ってきたフランスから何も学んでいないに等しい。しかし時間だけ与えられてもお金がなければバカンスには出かけないというのも正論である。わが国がバカンス先進国のフランスを見習うとするならば、国と企業が労働者のバカンス資金を支援するバカンス小切手制度や国が高齢者のバカンス

ス支援を行なうバカンス・セニオール制度や低所得者のバカンス支援をおこなう休暇連帯基金制度のようなお金の面からの制度も見習うべきである。